

危険な空き家の除却費用を補助します

老朽化などによる倒壊や破損など、周辺に悪影響を与える恐れがあると市が判定した危険な空き家を対象に、除却にかかる費用の一部を補助します。

■対象となる空き家（次の要件をすべて満たすもの）

- ・市内の空き家（住宅）で個人が所有するもの（固定資産課税台帳に登録されているもの）
- ・所有権以外の権利が設定されていない空き家
- ・公共事業による移転などの補償対象になっていない空き家
- ・市の事前調査で危険な空き家と判定されたもの

■補助を受けられる方

空き家の所有者またはその相続人（複数の場合は、相続人全員の同意が必要です。）

■補助対象となる工事

- ・敷地内にある補助対象の空き家とそれに附属する工作物などを除却する工事
- ・補助を受けられる方（申請者）が発注する工事
- ・市内に事業所がある工事業者（解体工事業などの登録が必要）が行う工事

・補助金の交付決定後、工事業者と請負契約を結び、令和4年2月15日までに完了する工事

■補助額

空き家やそれに附属する工作物などの除却費用の2分の1（上限50万円）

※除却の際に発生した廃材等の撤去とその処分費用を含みます。

※家財道具や荷物の処分費用は対象外です。

■申請の受付期限と受付件数

令和3年10月31日まで

5件程度（予算がなくなり次第終了します）

※申請の前に市に相談してください。事前調査し対象となる空き家が判定します。

問 生活環境課住宅対策係（内線176）

10年たったら取り換える 住宅用火災警報器の点検・取り換えを

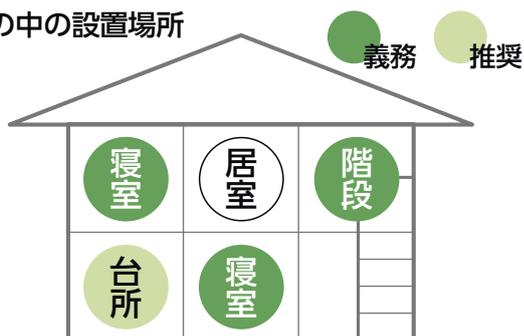
住宅用火災警報器を設置することで、万が一火災が起きてても、早期発見と避難が可能になります。

住宅用火災警報器の設置の義務化から10年が経ちます。古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しない恐れがあります。定期的に作動確認をし、10年を目安に新しい警報機に交換しましょう。

※点検方法や故障、電池切れが分からないときは、取扱説明書を確認するか、メーカーに問い合わせを！

**設置されていないご家庭は、
早めの設置をお願いします**

家の中の設置場所



問 消防本部（☎0123）

赤ちゃんが生まれた家庭と 保健センターとのパイプ役 あなたの町の母子保健推進員

母子保健推進員は、赤ちゃんが生まれた家庭へ電話や訪問をし、乳幼児健診などの案内を行います。各町の推進員は、次の皆さんです。（敬称略）

土岐津	鶴里
石原恵子 奥村久美子	小村加千子 佐分利幸子
加納幸美 黒田裕子	曾木
齋木淑子 佐々木武子	榎岡みゆき 水野明美
七澤千鶴子 宮川孝子	駄知
下石	加藤雪子 高井和子
尾関幸子 中尾佐登美	肥田
前田規江 水野千香子	渡邊初枝 清水昌子
長谷川恵津子 加藤初美	小出いづみ 楓弥生
宮地ますみ 日比野和子	泉
妻木	有田綾子 加藤千恵子
市橋美幸 加藤眞津子	加藤京子 加藤眞寿子
鈴木恵子 佐橋多恵子	田中栄美 精松美樹
小木曾佳子 戸田貴子	近崎奈保子 永井朋子
間宮妙子 大野はるみ	林美づ与 和田紀子

問 保健センター（☎2010）